徳島新聞　平成29年10月16日(月)

臓器移植法施行20年

脳死下での移植低調

提供者の意思確認 課題

徳大病院 院内の連携強化図る

リポート徳島

脳死下での臓器提供を認めた臓器移植法の施行から16日で丸20年となった。これまで臓器提供は477件（9月26日時点）あり、このうち徳島県内では3件。日本臓器移植ネットワーク（JOT）は、想定を下回る件数とみる。なぜ移植が進まないのか。県内の医療現場などを取材すると、臓器提供者（ドナー）とその家族の意思が生かされなかったり、市民への啓発が不十分だったりと、さまざまな課題が浮かび上がってきた。

（社会部・笠井理）

JOTに登録している移植希望者は全国で約1万4千人いるが、ドナー数は圧倒的に少ない。こうした実態に懸念を示すのが、県内でただ一人の臓器移植コーディネーター大倉和代さん。「病院施設内でドナーの意思をしっかりと確認するシステムづくりが必要だ」と訴える。

大倉さんは、ドナーの家族に臓器提供の選択肢があることなどを説明する立場。脳死状態から心停止までの期間は一般的に数日とされ、「限られた時間の中で、家族は決断に迷う。ドナーの意思表示が確認できていない場合は精神的負担が大きく、最適な決断が難しくなる」と話す。

家族がドナーの意思を事前に確認できていたとしても、脳死状態になった場合に気が動転し、病院側にその意思を伝え忘れてしまうケースなども想定される。

どのようにしてドナーの意思をくみ取っていけばいいのか。

徳島大病院では、ドナーとなり得る患者が入院した際に「臓器提供する、しない」の両方の意思をチェック。移植を支援する院内コーディネーターを設けて患者や医師との情報共有、大倉さんとの連携強化などを図り、患者の意思確認に努めている。

同病院の脳死判定に携わる梶龍兒教授（神経内科）は「人生の最期をどうしたいか、生きているうちに患者自らが示すことも重要で、今後は終末期医療の在り方も含めて議論していかなければならない」と語る。

移植を受ける患者（レシピエント）側も切実な状況だ。県内では今年4月に成人女性、2011年11月に60代男性、13年2月に60代女性が脳死と判定された。それぞれのドナーから提供された臓器のうち、県内では腎移植手術のみ行われた。他の臓器の移植は専門医がいないため行われていない。

JOTに登録している腎移植希望者は16年度末時点で92人（全国では1万2828人）。生体腎移植を除く臓器提供数は年100件程度で、ドナーが現れてもレシピエントに選ばれる確率は低く、平均で約15年間も待たされている。

県腎臓病協議会の豊田洋子会長は「慢性的なドナー不足の解消には、地域社会の理解が欠かせない」とし、臓器提供の意思を示すドナーカードの普及啓発への協力を求めている。

臓器提供件数の推移

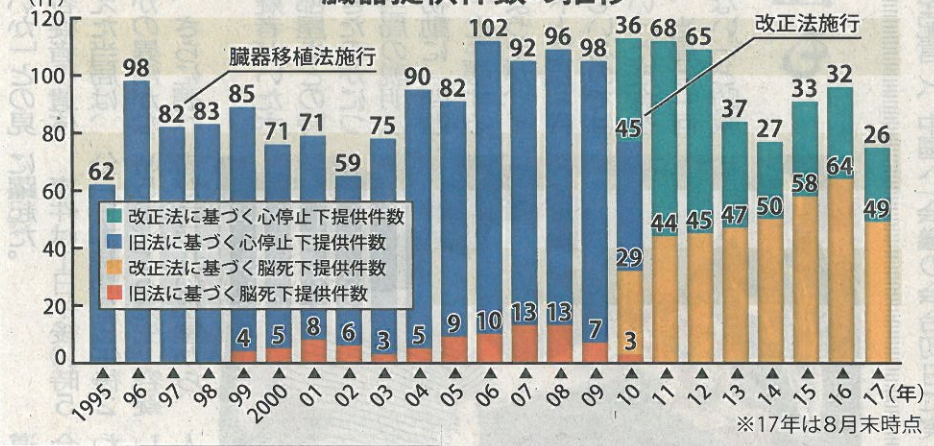

※17年は8月末時点

Q 臓器移植法 1997年10月16日に施行され、本人の書面による意思表示と家族の承諾があれば脳死後の臓器提供ができるようになった。2010年7月に全面施行された改正法では、臓器提供数の増加を目的に要件を大幅に緩和。本人の意思が不明な場合でも家族の承諾で提供できるようになり、15歳未満の脳死臓器提供も可能となった。徳島県内で脳死判定できるのは、徳島大病院と県立中央病院、徳島赤十字病院の3病院。ドナーからの臓器摘出手術ができるのもこの3病院しかなく、残りの医療機関ではドナーや家族に臓器提供の意思があっても、摘出手術は行われない。